平成２４年（フ）第４６３号
静岡県裾野市金沢471番地の５
債務者　柏木　美咲
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４７２号
静岡県三島市錦が丘３番地の１
債務者　大庭　正夫
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４７３号
静岡県三島市錦が丘３番地の１
債務者　大庭由美子
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４７７号
静岡県三島市徳倉１丁目16番17号　サンローレル103、前住所静岡県三島市徳倉２丁目11番26号　サンハイムⅡ―105
債務者　萩原　重幸
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４９８号
静岡県三島市梅名379番地の12　メゾン梅名103
債務者　青野喜美子
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
静岡県伊豆の国市大仁662番地の３
債務者　望月　美春
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
静岡県伊東市吉田678番地の１
債務者　島田　裕一
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２３７３号
愛知県春日井市坂下町１丁目1595番地１　サニーいずみ201号
債務者　久松ひとみ
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５３２号
名古屋市西区栄生１丁目34番12号　はやし第２ビル301号
債務者　佐藤　優子
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１４号
滋賀県彦根市城町２丁目12番11号、主たる営業所所在地滋賀県彦根市後三条町74番地
債務者　日新印刷こと　日下部市朗
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２１５号
滋賀県彦根市城町２丁目12番11号
債務者　日下部よそ江
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１号
長崎県五島市吉久木町1129番地　山下住宅４号、住民票上の前住所長崎県五島市籠淵町2048番地９
債務者　福浦　直美（旧姓鵜瀬）
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第１２７号
北海道岩見沢市５条東16丁目32番地　フィルドイン88―202号室
債務者　伝法　　誠
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第４号
北海道美唄市西４条北７丁目５番20号
債務者　氏家　隆信
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第６２６号
神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目８番７号
債務者　大井　貴子（旧姓大本）
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７１４号
神奈川県厚木市緑ヶ丘４丁目３番424号
債務者　西城　衛志
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５４号
神奈川県秦野市渋沢２丁目17番２号
債務者　諸星　　薫
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部